

児童養護施設等の支援向上事業

【趣旨】

児童養護施設等の入所施設における様々な場面において、円滑な事業実施に資するための人材として、離職者、雇い止めされた労働者等を中心に雇用することにより、これらの施設の運営体制の充実を図りつつ、地域における雇用を創出する。

【メリット】

1. **離職者等の迅速な雇用** 緊急経済対策の財源を活用。既存業務への就業により迅速な雇用確保を実現。
2. **スキル向上** 児童養護施設等における研修、実務経験による児童福祉分野のスキルの習得・向上。
3. **地域に貢献** 児童養護施設等の支援体制の向上により、地域の福祉に貢献。

実施主体：都道府県

離職者、雇い止めされた労働者等を中心に雇用
(1か所1名～数名)

児童指導員としての任用が可能になり、
人材確保に繋がる

一定の実務経験を積み
(3年以上児童福祉事業に従事)

児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設

【業務の例】

- 子どもへのケアの補助業務
 - ・学習指導補助、スポーツ指導補助、レクリエーション指導補助、通院時付添など
- その他施設の運営に関わる業務
 - ・調理補助、自動車運転、環境整備、事務補助など